

平成17年(2005年)3月10日

2005年春闘に関する要求について(回答)

見だしのことについて、次のとおり回答いたします。

- 1 自治体労働者の生活維持・向上の観点から現行賃金水準を確保すること。
また、賃金制度の変更は、十分な労使協議と合意を前提とすること。

給与水準の設定にあたっては、従前から地方公営企業法に定める給与の決定原則が基本であると考えている。また、給与制度の変更については、今後とも労使協議をしながら、水道利用者や議会の理解を得られるよう努めていく考えである。

- 2 臨時・非常勤職員の賃金と労働条件を改善すること。

臨時職員等の勤務条件のうち、賃金については、一般職員の給与改定率を基準にして改定してきており、他の部分についても相応に対応しているところである。

- 3 サービス残業や恒常的な時間外勤務を解消すること。

時間外勤務については、労働基準法第36条による協定を遵守し、職員への周知、計画的業務執行、業務改善の推進等により、縮減に努めていく考えである。

- 4 男女間、職種間等における不当な賃金格差を解消すること。

給料表の適用及び初任給、昇格、昇給等の基準は、地方公営企業法に定める給与の決定原則を基本としながら、職種ごとに決定すべきものと考えている。

また、職員の任用等については、地方公務員法第13条に定める平等取扱いの原則により決定していくべきであると考えている。

- 5 自治体が業務を委託する公共サービス関連の事業所について、雇用の確保や労働基準法等の法令遵守を徹底すること。

また、自治体が業務を委託する際は、落札者決定にあたり、価格に加えて公正労働、福祉、環境、人権、男女平等参画などの要素を総合的に評価する「総合評価方式」を取り入れること。

契約締結については、その透明性・公平性・競争性が確保されるよう努めているところであり、業務委託については、経費の積算を適切に行っているところである。

また、「総合評価方式」の活用については、国や先進都市並びに市の動向を見極めながら検討していく考えである。

なお、労働諸法則の遵守は当然のことと考えている。

6 自治体財政の改善等に向けた労使協議の場を設定すること。

協議すべき事項については、今後とも十分協議していく考えである。

7 家庭と仕事の両立支援策を拡充すること。

次世代育成支援対策推進法に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策については、法の趣旨を踏まえ、今後、業務に与える影響及び他都市の状況等を調査研究し、その充実に向け努力していく考えである。